

令和2年度 第1回四街道市障害者自立支援協議会
会 議 次 第（書面開催）

議 題

第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画の
策定について

第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画

の策定について

1. 計画の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、主に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス量の見込みについて、各年度の計画を策定するものです。

障害児福祉計画は、児童福祉法の改正により平成30年4月から追加された同法第33条の20に基づき策定する計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保などに係る目標に関する事項と各サービス量の見込みについて、各年度の計画を策定するものです。

なお、両計画とも令和3年度から令和5年度までの3か年計画となります。

2. 策定方針

・両計画とも、目標とする数値及びサービスの必要見込量を定める計画となります。必要見込量の推計に必要とするサービス量のデータは、障害者支援課で保有していることから、このデータを活用し複数年度の推移を基に推計します。

・施策の策定では無く、数値を示す計画であることから、保有しているサービス量のデータを基に数値を推計し策定するので、市民アンケートは実施しません。

・両計画とも、今後国が示すそれぞれの基本指針に即して策定します。基本指針には、目標の考え方、数値の設定の仕方などが示されますので、コンサルタント委託はせずに、職員により作成します。

3. 意見聴取

①関係団体から意見聴取

市内の当事者団体及び家族会10団体から調査票により意見聴取予定

②四街道市障害者自立支援協議会

3回開催予定

③四街道市保健福祉審議会

本会2回、部会2回程度を開催予定

④パブリックコメント

2月に実施予定

4. 策定スケジュール（別紙のとおり）

(設置)

第1条 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号及び障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の10の規定により、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として四街道市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 地域の社会資源の改善、開発に関すること。
- (5) 関係機関職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等をもって構成する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、協議会を構成する機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、定期的又は必要に応じて随時会議を開催し、総括的な事項について協議する。
- 3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項又は個別の課題を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、その部会に属する委員の互選によ

り定める。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 協議会及び部会において知り得た個人情報は、その取扱いに十分留意しなければならない。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、障害福祉担当課及び市が委託した相談支援事業者において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され又は任命される協議会の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

別表 (第 3 条)

- 1 指定相談支援事業者
- 2 障害関係団体
- 3 指定障害福祉サービス事業者
- 4 保健・医療機関
- 5 療育・教育機関
- 6 権利擁護機関
- 7 雇用・就労支援機関
- 8 地域支援機関
- 9 学識経験者
- 10 行政機関